

－入会に関する必要事項等（2024年12月更新）－

入会金	①防除業会員 100,000円 ②製造販売業会員 100,000円	③学識者会員 不要 ④賛助会員 不要
会費	①防除業会員 月額 21,000円 3ヵ月分を1回とし、年4回納入（年間25万2千円） ②製造販売業会員 年額 60,000円 6ヵ月分を1回とし、年2回納入 ③学識者会員 年額 12,000円 一括納入 ④賛助会員 年額 60,000円 6ヵ月分を1回とし、年2回納入	
資格要件	<1. 防除業会員> ①大阪府内に本社、支社、支店及び営業所等を置き、原則として2年以上そ族昆虫駆除事業の経営実績があること。②損害賠償保険に加入していること。③機材・薬剤等の保管設備及び事務所が設置されていること。④正会員2社の推薦が得られること。	
	<2. 製造販売業会員> ①大阪府内に本社、支社、支店及び営業所等を置き、原則として2年以上薬剤機材関連等の製造販売等の事業実績があること。②毒物又は劇物取締法に基づく製造又は販売の登録を受けていること。ただし同法に基づく製造販売を行っていない場合は除く。 ③正会員2社の推薦が得られること。	
	<3. 学識者会員> 大阪府内に在任又は勤務先を有する者で、そ族昆虫及び環境衛生等に関する学識者であること。	
	<4. 賛助会員> ①この法人の設立趣旨に賛同し、協会事業に協賛が得られること。②その他必要と認める事項。	
必要書類	<1. 防除業会員> ①防除業会員入会申込書 ⑤損害賠償保険証書の写し ②企業経歴書 ⑥納税証明書（1期分の事業税） ③法人登記簿謄本、個人の場合は住民票 ⑦設備内容、事務所などの写真 ④入会申込書記載の法人又は個人を代表する者の履歴書 ⑧誓約書及び 正会員（防除業会員）による推薦書2社分 （2024年12月より、製造販売業会員への推薦依頼は不可となりました）	
	<2. 製造販売業会員> ①製造販売業会員入会申込書 ③前号の②、③、④、⑥、⑦、⑧の規定を準用 ②毒物又は劇物取締法に基づく製造又は販売の登録済書の写し	
	<3. 学識者会員> ①学識者会員入会申込書 ②学識に関する経歴書	
	<4. 賛助会員> ①賛助会員申込書 ②企業経歴書 ③法人登記簿謄本、個人の場合は住民票	
入会審査の流れ	①入会申込書・書類一式を受理 ②三役会において書類審査 ③理事による入会希望企業への訪問・面接 ④全会員に告知（おおむね2週間ほど） 告知期間内に異議申し立てがなければ直近の理事会にて審議され、承認された場合は入会となります。	

申込用紙等様式は協会ホームページからもダウンロードできます。